

特定動物飼養者に対する指導、監督等について

環自総発第 1608181 号

平成 28 年 8 月 18 日

環境省自然環境局総務課長から
各都道府県・指定都市の動物愛護管理主管部（局）長あて

今般、群馬サファリパークにおいて、営業時間内に一般車も進入可能なエリア内で従業員が特定動物に襲われ、死亡する事故が発生した旨の報道がありました。

他の施設において同様の事故の発生を防止するため、都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、その長。）が許可している、いわゆるサファリパークに係る特定動物飼養者に対して、特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法について、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 17 条、第 20 条等に照らし、観覧者、従業員等の安全の確保等の観点から再度確認し、指導、監督等を徹底する等の適切な措置をお願いします。